

裁 決 書

審査請求人 ●●

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人●●が平成28年8月15日付けで提起した生活保護法第63条の規定に基づく費用返還処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市青葉福祉事務所長が平成28年7月1日付けH28青保一第540号で審査請求人●●に対してした生活保護法第63条の規定に基づく費用返還処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人●●（以下「請求人」という。）は、平成27年2月3日に仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護（以下「保護」という。）を申請し、処分庁は同日から保護を開始した。
- 2 請求人は、平成27年2月5日に●●（以下「●●」という。）に入所した。その後、請求人は、平成27年6月及び同年7月にそれぞれ8日間、同年8月以降は継続して、●●を利用することで●●（以下「●●」という。）で生活し、平成28年5月20日に、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に基づき、●●に●●となった。
なお、請求人は、平成28年1月末に●●を訪れた請求人の●●及び●●から●●●円（以下「本件収入」という。）を受け取った。処分庁の職員は、この時点で本件収入を管理していた●●から本件収入に係る報告を受けていたものの、法に基づく必要な処理を行うことを失念した。
- 3 2の措置入所に立ち会うことが出来なかった処分庁の職員は、平成28年5月25日に、2の措置入院の立合いをした●●の職員から入所報告を受けたほか、再度本件収入に係る報告を受けた。
- 4 処分庁の職員は、平成28年6月1日に●●を訪れ、請求人に対して、収入申告書等への記載を求めたところ、請求人から「●●」として、●●●円の収入があった旨の収入申告がなされた。処分庁の職員が請求人に対して、本件収入で何を買うつもりだったか尋ねると、●●を出て行くための●●を買いたかったと答えた。
- 5 処分庁は、平成28年6月9日に本件収入の取扱いを検討するためケース診断会議を開催した。同会議において、本件収入について、請求人からは「●●」との申告がなされているが、保護申請時において、●●を保有しているとの申告がなされていなかったことから、本件収入を、請求人が保有する不動産を処分したことによる収入ではなく、請求人の●●からの仕送り収入と判断した。その上で、法第63条の規定に基づき、過払いとなった保護費の一部に相当する額として、本件収入の全額を返還させることが妥当との結論に至った。
- 6 請求人は、平成28年6月28日に処分庁の職員宛てに、●●（請求人の●●）が弁護士の●●氏に宛てた手紙（以下「弁護士宛ての手紙」という。）の写しを送付し、処分庁は同年6月30

日に收受した。弁護士宛ての手紙には、「●●が兄弟代表の●●となることを決めた様です 土地代金は登記後に支払いとなるようです 四人での分けぶんは●●, ●●, ●●, ●●と四分分で其の一人分は●●へ送金する事にしています」と記載されていた。

- 7 処分庁は、平成28年7月1日付けH28青保一第540号で請求人に対し、法第63条の規定による費用返還処分（以下「本件処分」という。）を通知した。
- 8 請求人は、処分庁の職員宛てに、●●からの通知の写し2葉（平成25年5月31日及び同年7月3日付け）を送付し、処分庁は平成28年7月5日に收受した（なお、審査請求書には、平成25年9月26日付けの同局からの通知が添付されている。）。これら通知には、●●（請求人の●●）が所有する土地（以下「本件土地」という。）が、●●の用地として買収されること及び●●（請求人の●●）が本件土地を●●することから、請求人に対し、●●の提出を依頼する旨記載されていた。なお、審査請求書の添付書類として、平成●年●月●日付けで請求人が記名・押印した●●の写しが提出されている。
- 9 請求人は、本件処分を不服として、平成28年8月17日に、宮城県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、本件収入の一部は、●●, ●●の購入及び●●のための費用に充てなかったとして、本件処分の取消しを求めている。なお、請求人が主張する●●のための費用とは、処分庁から提出された平成28年6月14日付けケース記録票によれば、●●を出て行く際に使用する●●の購入費用であると思われる。

その他請求人は、●●での出来事等を種々述べている。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり、本件処分に何ら違法又は不当な点はないと主張していると思われる。

本件収入は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）のイの（ア）に規定する仕送り収入に該当するものであるから、本件収入は平成28年1月以降の保護費に充当すべきである。また自立更生のために充てられる経費を控除する余地はないのであるから、同月以降過払いとなった保護費の一部に相当する額として、本件収入の全額を法第63条の規定により返還すべきと判断したものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

（1）保護費の戻入等について

イ 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。

ロ 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その

受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

ハ 収入充当額の認定を変更すべき事由が事後明らかになった場合の取扱いについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2の（8）では、「収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、…当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額…を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと」とされている。

また、「生活保護手帳別冊問答集2016」（以下「別冊問答集」という。）問13-2「扶助費の…戻入、返還の例」の（答）の3「収入の増減が明らかになった場合の取扱い」では、「既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の（8）により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いは、遡及変更が3か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。」とされており、留意する点の中に「ア この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。」とされている。

（2）法第63条に基づく返還請求額について

法第63条に基づく費用返還義務について、別冊問答集問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」では、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としつつ、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とされ、「次の範囲」としてアからオまでの5項目が挙げられている。

そのうちのエによれば、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」（以下「自立更生費」という。）とされている。

2 本件処分を検討について

（1）法第63条に基づく返還請求である点について

イ まず、第1の6及び8からすると、本件収入は、請求人の●●が所有していた本件土地が●●の用地として●●に買収されることとなったことから、請求人の●●である●●氏が本件土地を●●した上で、同氏が本件土地の用地買収に伴う代金を、請求人を含む4人に対して、等分に配分したものと考えられる。なお、平成

28年8月15日付け審査請求書に添付された「審査請求書の（2）」と題する書面の10頁にも「このたびの、●●、●●の件に、関して…●●が、面会の際に…現金●●●万円の収入があり…」と記載されており、請求人も本件土地の用地買収に伴う代金の配分を受けたという認識であると考えられる。

したがって、本件収入は、(第1の2記載のとおり、請求人の●●から渡されているが、) ●●氏から請求人に対する贈与等であり、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)の「他からの仕送り、贈与等による金銭」に該当するものと考えられ、生活保護制度においては、請求人が受領した時点、すなわち平成28年1月分の扶助費において、収入として認定する必要があった。

ロ しかしながら、処分庁の職員は、●●から請求人に収入があった旨の報告がなされていたにもかかわらず、法に基づく必要な処理を行うことを失念し、何ら処理をしないまま、第1の4のとおり当該収入について再確認した時点において、平成28年6月9日付けでケース診断会議を開催の上、法第63条に基づく返還決定を行ったものである。

この点について、イのとおり、請求人が受領した●●円は、平成28年1月分の扶助費において、収入として認定する必要があったのであるから、処分庁が処理をしないまま再認識した時点で「収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった」と言い得る。そのため、処分庁は、第3の1の(1)のハに記載した処理をすることになるところ、扶助費の遡及変更が可能な3か月を超過していたため、請求人が受領した●●円を次回支給月以後の収入充当額として計上することは出来ず、「法第63条により」処理することになる(後述のとおり、本件は処分庁の事務処理が適切でなかったものであるが、このような場合について、「法第63条により」処理することを排除する各種法令等の規定はなく、またこのことに関する請求人からの具体的主張もない)。

したがって、処分庁が平成28年6月1日に改めて当該収入を確認し、過支給となった保護費について法第63条に基づき返還決定したことのみをもって直ちに本件処分が違法又は不当であることにはならない。

なお、本来であれば本件収入を把握した平成28年1月分の扶助費において、収入として認定する必要があったにもかかわらず、これを怠った処分庁の事務処理が適切でないことは当然であり、本裁決書は、このような処分庁の事務処理体制等に問題がなかったと述べるものではない。

(2) 法第63条に基づく返還請求額について

次に、請求人の本件収入の一部を●●、●●の購入及び●●のための費用に充てたかかったとの主張に対して、処分庁は、第2の2のとおり、「他からの仕送り」収入であることから、自立更生費を控除する余地はないと判断したと主張し、本件収入全額の返還を求めている。

この点について、法第63条に基づく返還請求である本件処分においては、請求人から本件収入の一部を求職のための費用に充てたい等の申出があった以上、処分庁は、第3の1の(2)のとおり、自立更生費としての控除の可否を検討する必要がある。

しかしながら、処分庁は、本件処分時において、平成28年6月14日付けのケース記録票によれば、請求人が平成28年6月1日に処分庁の職員に対し、本件収入から「ここを出ていくための●●を買いたかった」と述べているにもかかわらず、自立更生費として控除することの可否について、記録上何ら検討した形跡はない。また、処分庁は、審査請求後も「自立更生費を控除する余地はない」旨述べるだけあり、請求人が主張する求職のための費用が第3の1の(2)に記載した別冊問答集問13-5にある「自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」といえるかど

うかに関する具体的主張を一切していない。

このように処分庁は、本件処分において、自立更生費の控除の可否について、検討の俎上にすら載せず、また載せようとしないうものと考えざるを得ないのであり、その判断は不適切であって合理性を欠く。

したがって、本件処分は違法又は不当なものであり、取消しを免れない。

(3) その他の主張について

処分庁は、弁明書において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき…は、すみやかに、保護の実施機関…にその旨を届けなければならない」という法第61条を挙げており、これを本件処分の正当性を基礎付ける根拠としていると思われるが、本件は●●の職員から収入があった旨報告されていたにもかかわらず、処分庁が処理を失念していた事案であり、請求人が●●の職員を介して収入申告したことを否定する旨の処分庁の主張もないことから、請求人が同条に違反したとは言えず、本件処分の正当性を基礎付ける根拠になり得ないことは明らかであり、この点の処分庁の主張は失当である。

なお、請求人が種々述べている●●での出来事等については、本件処分が違法又は不当であるかの判断に影響を与える事実とは考えられないため、本裁決書では、これら事実の当否等は判断しない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年 3月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩